

社会実験の概要

(1) 社会実験の対象となる内容

< I. マンション管理適正化法第72条（重要事項の説明等）関連 >

条項	第72条	
内容	重説	重説会
説明	管理者等に対する重説 (IT重説)	説明会を開催し、重説 (IT重説会)
交付	管理者等に原本交付 (電磁的交付)	
	区分所有者等に交付 (電磁的交付)	

※電磁的方法による交付については、現行規定への対応として書面（紙）での交付は必ず行う。

なお、試行で実施する場合は、書面（紙）での交付は不要。

【参考：IT重説】

- ・マンション管理適正化法第72条に基づき、管理業務主任者が行う重要事項説明を、テレビ会議等のITを活用して行うもの。
- ・パソコンやテレビ、タブレット等の端末を利用して、対面と同様に説明・質疑応答が行える双方向性のある環境が必要。

< II. マンション管理適正化法第73条（契約成立時の書面の交付）関連 >

条項	第73条	
内容	契約成立時の書面	
交付	管理者等に交付 (電磁的交付)	区分所有者等に交付 (電磁的交付)

※電磁的方法による交付については、現行規定への対応として、書面（紙）での交付は必ず行う。

なお、試行で実施する場合は、書面（紙）での交付は不要。

<Ⅲ. マンション管理適正化法第77条（管理事務の報告）関連>

条項	第77条	
内容	管理事務報告	管理事務報告の説明会
報告	管理者等に報告 (IT報告)	説明会を開催し、報告 (IT報告会)
交付	管理者等に交付 (電磁的交付)	区分所有者等に交付 (電磁的交付)

※電磁的方法による交付については、現行規定への対応として、書面（紙）での交付は必ず行う。
 なお、試行で実施する場合は、書面（紙）での交付は不要。

(2) 参加者等の具体的な範囲

実施事業者：当協会会員社

説明の相手方：実施事業者の受託管理組合並びに受託管理組合の管理者等

(3) 社会実験の実施スケジュール（予定）

9月1日	～11月末日	社会実験（3ヶ月）
10月上旬	～10月中旬	中間アンケート実施
11月末日		社会実験終了
12月上旬	～12月中旬	最終アンケート実施
12月下旬		社会実験検証検討会

(担当者)

一般社団法人マンション管理業協会 業務部 鈴木（隆）・大澤

TEL：03-3500-2721 Mail：gyoumu@kanrikyo.or.jp

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業指導室 不動産業課 長友・上原